

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和2年7月3日（金） 午前10時10分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 田村哲郎委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・山下次長・岡本主査
8. 協議事項
6月定例会本会議（7月3日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前10時10分 閉会 午前10時35分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和2年7月3日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 本日の出席委員については委員 16 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び続けて行われますようお願いいたします。また、質疑については、できるだけ簡潔に行われますようお願いいたします。執行部の答弁につきましても、同様をお願いいたします。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。それでは、議案第 26 号「令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。審査は別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

長尾企画総務部長 財政課所管につきましては、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永市民福祉部長 子育て支援課所管の補正予算につきましては、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 子育て支援課のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、補正予算書 11 ページ、説明資料 1 ページですが、この算出根拠についてまずお伺いいたします。

平岡子育て支援課長 それではご説明いたします。最初に、ひとり親世帯臨時特別給付金 3,590 万円でございますけれども、この事業につきましては、国の第 2 次補正予算措置に伴う事業でございます。事業費としましては、基本支給と追加給付の 2 種類に分かれておりまして、基本支給が 1 世帯あたり 5 万円、第 2 子以降、児童一人につき 3 万円を支給するもので、世帯は 360 世帯、第 2 子以降の児童 180 人と見込み、2,340 万円となります。また、追加給付につきましては 1 世帯あたり 5 万円を支給するもので、250 世帯を見込み、1,250 万円となりまして、基本支給の 2,340 万円と追加給付の 1,250 万円を合計しまして、3,590 万円となります。なお、基本支給は児童扶養手当受給世帯、それから一定の収入以下の遺族年金等の年金受給者、それにこれら以外のひとり親世帯で、

新型コロナウイルスの影響により、児童扶養手当受給世帯並みに収入が減少した世帯が対象となっており、追加給付につきましては、基本支給の中の児童扶養手当受給世帯と遺族年金等の年金受給世帯において、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯が支給対象となっております。次に事務費の110万円でございますが、給付金の支給事務に係る経費として職員の時間外勤務手当50万円、ファイルやコピー用紙代等の消耗品費32万円、郵便料として通信運搬費11万円、口座振込の手数料7万円、パンフレットや申請書等の印刷として複写機使用料10万円、以上合計しまして110万円となります。

中平委員 質問を続けます。申請手続きについては、児童扶養手当受給世帯と一緒に考えて良いのでしょうか。簡単に説明をお願いいたします。

平岡子育て支援課長 まず基本支給につきましては、児童扶養手当受給世帯の臨時特別給付金につきましては申請が不要となっております。しかしながら、それ以外の基本支給に係るものにつきましては、収入要件や振り込み先の確認が必要になるため申請が必要になります。手続きにつきましては、申請書と収入等の判定用の申立書及び収入が分かる書類、それから、ひとり親であることを証明できる戸籍謄本の提出が必要になります。また、追加給付のほうでございますが、これにつきましても収入等の判定用の申立書及び収入が分かる書類の提出のほうが必要になります。

中平委員 この臨時特別給付金の対象となる基準日等がありましたら、お伺いいたします。

平岡子育て支援課長 基本支給の児童扶養手当の受給世帯につきましては、令和2年6月分の受給者が対象となっております。それ以外、遺族年金等の年金受給者につきましては、児童扶養手当の令和2年6月分の収入判定が平成30年の収入で判定することになっておりますので、同じように平成30年の収入の判定というふうになっております。また、新型コロナウイルスの影響による収入が減少した世帯の方の申請につきましては、令和2年の2月から申請月までの間に生じた収入の減少の影響によりまして判定することになっております。

先野委員 課長が答弁されていたら申し訳ないんですが、先ほどの中で言われていたら申し訳ないんですが、遺族年金等の調整によって児童扶養手当が支給停止となっている方というのはどうなるのでしょうか。

平岡子育て支援課長 先ほどの中平議員のご質問の中で、一定の収入以下の遺族年金等の年金受給者の方が対象となるというふうに申し上げております。その中に含まれますけれども、収入の要件でございますが、扶養の人数によりまして基準額が変わることになっておりまして、例を申し上げますと、扶養が1人のひとり親でございますと、収入ベースで365万円未満の世帯が支給対象となりまして、親以外に扶養義務者がおられる場合は、その方も審査の対象とな

り、扶養ひとりでございますと、収入ベースで 420 万円未満の方が対象となります。

先野委員 次に平成 30 年の所得が所得制限を超えておって、児童扶養手当の支給対象となっていない世帯の対応というのはどうなるのかお伺いします。

平岡子育て支援課長 児童扶養手当の全額支給停止者になろうかと思いますが、先ほど中平議員への回答の中でも、ひとり親世帯で新型コロナウイルスの影響により児童扶養手当受給世帯並みに収入が減少した世帯が対象となると申し上げました。その方が対象になりますけども、令和 2 年の 2 月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により、児童扶養手当受給世帯並みに収入が減少した場合対象となりまして、収入の算定としましては、令和 2 年 2 月以降の任意の 1 ヶ月の収入に 12 ヶ月を乗じて求める方法など、簡易な算出方法で求めることになっております。なお、児童扶養手当受給世帯並みの収入につきましては、先ほど遺族年金の年金受給者のところで申し上げましたひとり親であるとか、親以外の扶養義務者と同様の基準額の収入というふうになっております。

重廣委員 これは、新型コロナウイルス感染症の影響を確認したうえで支給されるというものでございますが、支給期限と申しますか、事務手続きが大変になるのではないかとと思いますが、いつ頃までに影響された方に、全員に支給される予定にされているのか、期限を設けておられるのか、そのあたりを伺いたいと思います。

平岡子育て支援課長 基本支給の児童扶養手当受給世帯につきましては、子育て支援課のほうで全世帯を把握しておりますので、今月対象者の方にお知らせをいたしまして、8 月の末に支払いを予定しているところでございます。それ以外の方につきましては、申請や審査が必要になりますことから、8 月から申請の受付を開始する予定にしております。審査のほうもございますので、9 月から月 1 回程度のペースで随時受け付けたものにつきまして、支払いを行っていきたいというふうに考えております。子育て支援課としましては全てのひとり親を把握しているということではございませんので、申請期限につきましては年内の 12 月の 25 日までを今、申請期限というふうに予定しております。

重村委員長 関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）子育て支援課所管につきまして、ご質疑はありましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 24 —

— 再開 10 : 25 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 補足説明は特にございませぬ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 中小企業経営安定資金融資保証料補助金、補正予算書 11 ページ、説明資料 1 ページですが、まずこの算出根拠についてお伺いいたします。

吉村産業戦略課主幹 予算の算出根拠についてのお尋ねでございますが、当該補助金制度におけます、本年 4 月分及び 5 月分の実績値を元に、1 期あたりの補償料額を 33 万 9,000 円と算定しまして、追加申請分 140 件分を見込み、追加計上させていただいております。

中平委員 この業者と言いますか、どういう方が多いのかお伺いいたします。

吉村産業戦略課主幹 申請事業所、事業者を業種別で申し上げますと、長門市民助け合い応援券発行事業の特定業種でございました飲食サービス業や宿泊業、これがもっとも多く、次いで食品の卸売業、小売業、建設業、製造業の事業者が多く融資を受けられている状況でございます。

中平委員 先に受給された方が 60 件とありますが、200 件よりも優先された理由はあるんでしょうか。また、200 件の見込みで予算的には大丈夫か、コロナウイルス感染症の今後の第 2 波、第 3 波に対する対応はどう考えておられるんでしょうか。

吉村産業戦略課主幹 60 件の優先された理由はあるかとお尋ねでございますが、本事業におきましては申請時におけます先着順、予算に限られた先着順といったような優先的に候補を決定するという考え方ではございません。申請申し込みごとに交付を決定している状況でございます。次に 200 件の見込みで予算的には大丈夫かという問いだったと思えますけれども、先ほど申しましたように、本年 4 月分及び 5 月分の実績値、並びに金融機関等への聞き取り等も行いまして、見込み件数を算定しておるところで予算的には大丈夫であるというふうにございませぬ。次に第 2 波、第 3 波が起きた場合の対応についてのお尋ねでございますが、この本制度における融資の取り扱い期間につきましては、本年 6 月 30 日までに山口県信用保証協会に申請されたものが対象となっておりまして、第 2 波、第 3 波における対応につきましては、今後の状況に応じて適時適切に対応を図ってまいりたいと考えておるところです。

重村委員長 ほかにご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、学校教育課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 教育委員会所管につきまして補足させていただきます。補正予算書の10ページ、11ページ、第10款「教育費」、第1項「教育総務費」、第4目「学校保健費」の「学校施設等感染症予防対策事業」1,179万4,000円でございますが、補正予算説明資料の1ページにも記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、全国的に学校教育活動の実施に支障が生じる中、国の第2次補正予算におきまして、児童・生徒の「学びの保障」を支援するため、学校における感染症対策に係る経費が措置されたことを受け、本市におきましても、この補正予算を活用し市内全ての小・中学校に感染症予防のための学校備品や衛生用品等を配備するための経費を計上しております。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今の中谷部長の説明にありました新学校施設等感染症予防対策事業、補正予算書11ページ、説明資料1ページですが、まずこの算出根拠についてお伺いいたします。

伊藤学校教育課長 まず感染症予防対策用備品として、体育館等広い空間の換気を目的とした大型扇風機を各校2台、全32台、教室の換気を効率的に行うためのサーキュレーター、これを教室、保健室、職員室に各1台、全188台予定しております。また、保健室におきまして発熱者休養スペースと他のスペースを分離するための3連衝立、いわゆるパーティションでございますが、これを各校保健室に2セット、全32セット、更に異なる学年の児童生徒や教職員が利用する図書室、保健室、職員室、事務室において共用する図書や文房具を紫外線の照射に殺菌する紫外線ブルーライト殺菌機を学校の規模に応じた数、これを配備するよう考え全部で86台としております。次に衛生用品につきましては、清拭用アルコール、いわゆる机やドアノブの消毒等に用いるアルコールです。これにつきましては、約300人で月15リットル、それから主使用アルコールにつきましては、一人年間600ミリリットル、手洗い用泡石鹸につきましては、一人年間使用300ミリリットルという目安で必要量を算出しております。

中平委員 歳出は、国と市の持ち出しが半々ですが、国の2次補正の財源措置はどのようなものか、お伺いいたします。

伊藤学校教育課長 それではお答えいたします。先ほど部長が補足説明いたし

ましたように、国の第 2 次補正予算において、学校保健特別対策事業費補助金制度として学校における感染症対策に係る経費が措置され、これを活用するものでございます。財源措置については、財政課所管となりますので担当課として把握している範囲でお答えさせていただきますけれども、市負担分につきましては一般財源としておりますけれども、今後、全額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による充当が可能となる見通しであり、交付決定後は交付金を充てる予定であるというふうに把握しております。

重廣委員 ただいまの説明の中の衛生用品の配備の、ほとんどアルコールという話をされましたが、これからは暑くなります。アルコールは熱で少し弱いということがあるんですが、各学校の保管方法はどのようにされる予定なのかお伺いします。

伊藤学校教育課長 今アルコールの揮発性についてのご質問がございまして、アルコールにつきましては当然揮発性がございまして、専用の保管容器、これで購入をするようにしております。ですからその容器は気密性の高いものでありまして、それを保健室等で管理して、そのような体制で、必要量をその都度容器等に移して使用するという形にしております。

重村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 33 —

— 再開 10 : 34 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 35 —